

リスク管理基本方針

はじめに

組合員・利用者の皆さまに安心して当JAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要である。

当JAにおいて引き続き高い信頼性を維持していくために、有効な内部管理体制を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類と定義、リスク管理の組織体制と仕組み等、リスク管理の基本的な体系を整備する。

当JAは、この基本方針に基づき、各種リスク量等のモニタリングによる収益とリスクの適切な把握と管理、適切な資産の自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めるものとする。

1. 基本的な考え方

(1) 「リスク」とは

当JAが管理すべきリスクとは、「経営に負の影響（何らかの損失）を与える事象が発生する可能性や発生した場合の影響度」を指す。

(2) リスク管理の目的

リスクが顕在化しその影響度が許容水準に照らして過大である場合には、JAの経営は極めて不安定な状態となり、社会からの信頼は大きく揺らぐことになると同時に農業の発展への寄与という社会的使命と組合員から託された役割を果たすことが極めて困難な状態となる。

一方で、安定的な収益を確保するためには不確実性を内包した様々な業務の実施が必要となるため、こうした事態に陥らないようリスクを適切に管理していくことが当JAの経営にとって重要な課題である。

当JAにおけるリスク管理とは、「経営戦略や業務方針の達成に対する不確実性の要因、すなわちリスクを、当JAとして許容できるレベル内で調整し、そのために必要な施策を行うこと」を指し、そうした取組みによって「経営の安定性を確保し、期待される役割発揮が可能な状態を維持すること」を目的とする。

尚、リスク管理においてはリスクの一方向的な抑制ばかりではなく、経営としての収益性も念頭に置き、双方のバランスのとれたコントロールを目指すことが必要である。

(3) リスク管理の進め方

当JAにあっては、規制対応および事業継続を確保する目的から、農協法第11条の2で規定されている経営の健全性確保を遵守するために、法令で定められた要件に基づく規制資本に関するマネジメント（規制資本管理）を実施するとともに、主要なリスクを総体的に把握しリスクの受け皿となる自己資本との比較・対照管

理を行うことにより、収益、リスク、資本を統合的にマネジメントするための管理体制の整備を目指すものとする。

2. 管理を要するリスク

当 J Aにおいて管理するリスクは以下のとおり。なお、今後、必要に応じて追加していくものとする。

(1) 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少もしくは消失し、当 J Aが損失を被るリスクをいう。

(2) 金利リスク

金利リスクとは金利変動に伴い損失を被るリスクおよび資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいう。

(3) 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達のみスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）および市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいう。

(4) オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいい、主に事務リスク、法務リスク、システムリスクなどがこれにあたる。

①事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことをいう。

②法務リスク

法務リスクとは、経営判断や個別業務の執行において、法令違反や不適切な契約締結等により金融機関が損失を被ったり、取引上のトラブルが発生するリスクをいう。

③システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクをいう。

3. リスク管理態勢

(1) 体制整備の考え方

リスク管理を適切に実行するために、JA全体がその重要性を十分に認識した上で、リスク管理にかかる意思決定組織、協議体、業務担当部署等を設置し、各々の役割責任を明確に定義して、実施体制を整備するものとする。

(2) 組織上の役割・責任分担

リスク管理は経営の根幹に係るものであり、経営陣はリスク管理の基本方針や個別リスクの管理方法、リスクテイクの業務運営戦略等の協議・決定を行い、十分な管理が行われる態勢を整備する責任を負うものとする。

また、管理者を始めとする関係者・関係部署は、リスク管理にかかる各責任を分担し、管理プロセスを的確に構築し、実施する役割を負うものとする。

(3) リスク管理を担当する部署

リスク管理業務を担当する部署は、別紙1「リスク管理体制」のとおりとする。

なお、リスク管理部署は、リスク管理のために必要なデータをシステム等から自由を取得し、各部署から必要に応じて報告・説明・データ提供を求めることができるものとする。

(4) 監査

監査は、リスク管理にかかる内部管理態勢や管理手法が適切かどうか、内部統制の仕組みは遵守されているか等の評価を行い、必要に応じて適切なリスク管理態勢の構築に向けた指導を行うものとする。

4. リスク管理基本方針の見直しと改廃

(1) 本方針の見直し

急激な環境変化、リスクの複雑化、多様化の動きに加え、系統を含めた組織体制の変化等によりリスク認識範囲の変更や役割分担の見直し等が必要となった場合および経営方針並びに具体的な方策が変更された場合は、本方針の見直しを行う。

(2) 本方針の改廃

本方針の改廃は、理事会において協議・決定する。

(3) 施行日

本方針は、平成22年5月31日から施行する。

リスク管理体制

組織	役割・責任
理事会	リスク管理基本方針を策定するとともに、当該基本方針を適切に実践する管理態勢を整備し、当 J A の経営の健全性確保に責任を負う。
ALM委員会	リスク管理の方針や個々のリスク管理手法、信用リスクや金利リスクテイクの具体的方針等について、幅広い業務知識と専門的かつ技術的な知識に基づき十分な検討・協議を行い、理事会をサポートする。
リスク管理部署	<p>当 J A におけるリスク管理業務全般を統括し、リスク管理体制の構築と、その有効性の検証および改善を行う。</p> <p>リスク管理部署は企画管理部が担当する。</p> <p>リスク管理部署の役割は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本基本方針を所管する。 ・ 当 J A 全体のリスクを総体的に把握・管理する。 ・ 個々のリスクについて管理・モニタリングを行う。 ・ 各リスクの管理体制を構築し、その有効性の検証および改善を行う。
内部監査部署	<p>リスク管理基本方針に基づいて、当 J A 全体のリスク管理の運営状況を把握し、リスク管理の実施状況と妥当性の評価を行い、必要に応じて ALM 委員会へ報告する。</p> <p>リスク管理担当部署は、その評価を踏まえて、必要な改善策を講じる。</p> <p>内部監査部署は監査室が担当する。</p>